平成２３年（フ）第１９０号
三重県四日市市笹川８丁目45番地１　公団住宅７号棟208号室
債務者　後藤けい子
１　決定年月日時　平成23年９月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第１９８号
三重県四日市市笹川８丁目45番地１
債務者　神谷　武文
１　決定年月日時　平成23年９月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第２００号
三重県四日市市石塚町11番20号
債務者　宮崎　大輔
１　決定年月日時　平成23年９月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第２０１号
三重県四日市市本町２番16号　服部第２ビル５階553号
債務者　不破　孝夫
１　決定年月日時　平成23年９月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第９６号
滋賀県東近江市垣見町1556番地　1201号室、前住所滋賀県東近江市八日市東本町９番３号
債務者　池田　芳子
１　決定年月日時　平成23年９月13日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第３０５号
兵庫県伊丹市荒牧６丁目26番２―602号
債務者　井戸口福美
１　決定年月日時　平成23年９月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第３１１号
兵庫県川西市小戸２丁目10―８　中島荘203号室、住民票上の住所兵庫県川西市鴬の森町６番５号
債務者　大島八重子
１　決定年月日時　平成23年９月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第３３１号
兵庫県川西市南花屋敷１丁目12番１号
債務者　三木まゆみ
１　決定年月日時　平成23年９月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第１４８号
山口県下関市清末西町２丁目11番12―106号　ＢＳアパート２棟、前住所山口県下関市前勝谷町６番18号
債務者　佐村健太郎
１　決定年月日時　平成23年９月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第１５１号
山口県下関市豊浦町大字室津下21番地94
債務者　稗田　千絵
１　決定年月日時　平成23年９月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第４３号
愛媛県今治市桜井２丁目８番33号
債務者　三谷　　武
１　決定年月日時　平成23年９月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２２年（フ）第６０５号
高知市高須２丁目11番17―５号、申立時の住所高知市鏡今井1476番地２
債務者　山口　範子
１　決定年月日時　平成23年９月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１８７号
高知市長浜4390番地１　改住１号
債務者　垣本　周二
１　決定年月日時　平成23年９月12日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１８８号
高知市長浜5215番地　長浜芝改住14号
債務者　垣本須磨子
１　決定年月日時　平成23年９月12日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１８２号
福岡県久留米市北野町千代島875番地17
債務者　松崎　光男
１　決定年月日時　平成23年９月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第２３８号
福岡県久留米市白山町21―７、住民票上の住所福岡県久留米市通町２番地13
債務者　堀之内哲子
１　決定年月日時　平成23年９月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第６０６号
北九州市小倉北区下到津２丁目４番20―201号
債務者　俵本　博幸
１　決定年月日時　平成23年９月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部